

被災地によみがえる笑顔 災害を乗り越え復興を誓う

「わっしょい、わっしょい」子どもたちの元気な声が響きました。9月15日、中山の社会教育集会所で「第18回人権フェスタなかやま」が催されました。この催しは、楽しみながら人権について考えようと、中山地区で毎年行われています。今年は8月4日に開催する予定で準備が進められていきましたが、7月14日、記録的な豪雨により沖端川堤防が地区内で決壊。中山地区は大きな被害を受けました。

この事態に開催が危ぶまれましたが、地域の代表者で組織する同フェスタ実行委員会では、苦しい時だからこそ、地域が一丸になってフェスタを盛り上げようとの意見がまとまり、この日を迎えました。街角ではフェスタの開幕を

告げるみこしが近づく、仕事の手を休めて子どもたちを笑顔で迎える人たちの姿が見られました。地区内には修理を待つ住宅も多く、水害前の生活を取り戻すには時間がかかりそうです。そんな中でも、中山の人たちは心の余裕を取り戻したように感じます。司会を務めた3人の三橋中学校の生徒の一人、吉田勇貴君が「だつてんで、にぎやかしていくばんもー」とフェスタの開会を告げると、会場は笑顔に包まれました。



九州北部豪雨災害への支援に感謝します

7月の九州北部豪雨による矢部川・沖端川堤防の決壊から2か月半。被災地では、日常生活を取り戻すために、被災家屋の修復が進められております。被災された皆様へ心からお見舞い申し上げます。

災害発生直後に被災地を訪れたときには、一面を覆う泥土と家々から搬出されたがれきの山に、呆然といたしました。そのような中、被災地には災害発生の翌日から、消防団を始め、延べ1769人のボランティアの皆様が訪れ、猛暑の中、被災家屋からの泥土のかき出しやがれきの搬出、食事の炊き出しなどに従事していただきました。その献身的な姿は、被災地の人々の大きな励ましとなりました。

また、復旧活動に必要な資材や被災者への物資など、多くの企業や団体から提供していただいたばかりでなく、これまでに3600万円近い義援金が市に寄せられております。多額の義援金や物資を提供していただいた皆様に、深く感謝いたします。

今後、市は国や県などの関係機関と連携を図りながら、被災した地域の早期復旧・復興に努めます。そして今回の災害を教訓に防災体制を見直し、災害に強いまちづくりを進めることを誓い、被災された皆様へ

お見舞いと、ご支援いただいた皆様へのお礼といたします。

柳川市長 金子 健次



六合地区の矢部川堤防決壊現場を野田総理に説明する金子市長

災害支援情報

り災証明書・り災届出証明書の交付申請は済みましたが

九州北部豪雨で住宅などに被害を受け、公的な支援を受けるためには「り災証明書」や「り災届出証明書」が必要です。証明書は申請をしないと発行されません。申請がまだ済んでいない人は、早めに手続きしてください。手数料は無料です。

●申請窓口 ▽柳川庁舎Ⅱ安全安心課(3階)▽大和・三橋庁舎Ⅱ市民サービス課(1階)

【問】市安全安心課(☎77・8153)

り災証明書の申請を受け付けています

市は九州北部豪雨で住宅に被害を受けた市民の生活再建を目的とした「柳川市災害見舞金」と「福岡県災害見舞金」の支給申請を受け付けています。

■柳川市災害見舞金

市が今回の豪雨により住宅に被害を受けた世帯に支給する見舞金です。り災証明書の被害程度が床上浸水以上の世帯主に10万円を支給します。

■福岡県災害見舞金

県が支給する見舞金です。り災証明書の被害程度が「全壊」が4万円、「大規模半壊」「半壊」の世帯が2万円、「床上浸水」が1万円です(金額は1世帯当たり)。ただし世帯の人数が1人のときは、支給額は半額になります。

●申請窓口 ▽柳川庁舎Ⅱ福祉課水害復興生活支援室(別館2階)▽大和・三橋庁舎Ⅱ市民サービス課(1階)

●申請できる人 7月13日現在で、市内に住所があり九州北部豪雨で住宅に床上浸水以上の被害を受けた世帯の世帯主

●必要書類 り災証明書、世帯全員の住民票(見

舞金申請のための住民票は無料)、世帯主名義の預金通帳、印鑑、免許証など本人確認ができるもの

●申請期限 10月31日(水)

【問】福祉課水害復興生活支援室(☎77・8136)

災害援助資金を貸し付けます

九州北部豪雨で被害を受けた世帯の世帯主に、生活再建に必要な資金を貸し付けます。

●要件 ▽世帯主が1か月以上の負傷、家財の3分の1以上の被害や住宅の全壊、半壊の被害を受けた世帯(所得制限あり)▽連帯保証人が必要(申込者、連帯保証人とも市税などに滞納がないこと)

●貸付額 150万～350万円(年利3%、ただし利子補給制度あり)

●必要書類 申込書、り災証明書、印鑑登録証明書、預金通帳、免許証など本人確認ができるもの

●申込期限 10月31日(水)

【問】福祉課障害者福祉係(☎77・8514)

豪雨被災者のための無料法律相談

福岡県弁護士会筑後部会主催

●弁護士派遣による法律相談 ▽日時Ⅱ毎週木曜日(12月まで)、午後1～4時▽会場Ⅱ大和庁舎1階第2会議室▽定員Ⅱ6人(相談時間は30分程度、要予約)

●柳川法律センターでの法律相談 ▽日時Ⅱ毎週木曜日、午後1～4時▽会場Ⅱ柳川商工会館▽定員Ⅱ6人(相談時間は30分程度、要予約)

予約申し込み、問い合わせは、久留米法律相談センター(☎0942・30・0144)まで。

福岡県司法書士会筑後部会主催

●会場・日時 ▽大和庁舎1階第1会議室Ⅱ10月18日、午後1～4時▽三橋庁舎1階第1会議室Ⅱ10月24日、午後1～4時

【問】同会筑後部会(☎0942・32・6641)